

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

①建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、

- ・特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象床面積が拡大されることから、適合性判定申請事務手数料等に区分を追加するもの
- ・エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と大臣が認める方法として、新たな計算手法が整備されたため、その手法を用いた場合の適合性判定申請事務手数料等を追加するもの
- ・同法に条項ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例に定める同条に基づく許可等申請手数料の条項ずれを解消するもの
(都市整備部所管)

②食品衛生法の一部改正に伴い、許可業種の再編及び営業届出制度が創設されたことにより

- ・行商の登録に係る申請手数料及び行商登録票等の再交付手数料を削除するもの
- ・飲食店営業等の許可に係る申請手数料の名称及び額を改正するもの
(保健部所管)

3 施行期日

- ①建築物省エネ法の改正に伴うもの 令和3年4月1日
- ②食品衛生法の改正に伴うもの 令和3年6月1日